

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画)

# 第1次南伊勢町地球温暖化対策実行計画

令和元年度～令和5年度

三重県南伊勢町

# 目次

## 第1章 基本的事項

1. 計画目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 基準年度・計画期間・目標年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3. 対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
4. 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
5. 計画で用いる排出係数等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

## 第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
2. 要因別の排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
3. 削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

## 第3章 具体的な取組

1. 施設設備の改善等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
2. 電気使用量の削減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
3. 公用車の燃料使用量の削減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
4. 再生可能エネルギーの活用による燃料使用量の削減・・・・・・・・6

## 第4章 実行計画の推進・点検及び進捗状況の公表

1. 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
2. 職員に対する啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
3. 点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
4. 公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
5. 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

## 第1章 基本的事項

### 1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条の規定に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものである。南伊勢町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

### 2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成30年度とし、計画期間を令和元年度～令和5年度までの5年間とする。  
目標年度については、令和5年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

※基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度をいう。

### 3. 対象範囲

実行計画は、本町が行う全ての事務・事業とし、庁舎2箇所を対象とする。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外であるが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請する。今後把握方法を検討し、次期計画では無人施設等も含めた全施設に対象範囲を拡充していく。

（対象施設一覧）

施設名	住所
南伊勢町役場 南勢庁舎	三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3057
南伊勢町役場 南島庁舎	三重県度会郡南伊勢町神前浦 15

#### 4. 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの総排出量の算定にあたり、法第2条第3項では、次の7種類の温室効果ガスを対象としている。

(三フッ化窒素については、平成27年4月1日から法改正により温室効果ガスに追加)。

ただし、二酸化炭素以外の温室効果ガスについては、排出量全体に占める割合が極めて小さいこと、また、その排出源が多岐にわたるため算定が困難なことから、本計画で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素のみとする。

計画の対象とする温室効果ガス（法第2条第3項）

温室効果ガス名	地球温暖化係数	人為的な発生源
二酸化炭素	1	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため、法で対象とされる7種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。また、廃プラスチック類の焼却によっても排出される。

#### 【参考】

メタン	25	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。二酸化炭素に比べると重量あたり約21倍の温室効果がある。
一酸化二窒素	298	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。二酸化炭素に比べると重量あたり約310倍の温室効果がある。
ハイドロフルオロカーボン	12~14,800	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約140~11,700倍の温室効果がある。
パーフルオロカーボン	7,390~12,200	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。二酸化炭素と比べると重量あたり約6,500~9,200倍の温室効果がある。
六フッ化硫黄	22,800	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用廃棄時等に排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約23,900倍の温室効果がある。
三フッ化窒素	17,200	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている（地方公共団体ではほとんど該当しない）。

## 5. 計画で用いる排出係数等について

本計画で用いる二酸化炭素（温室効果ガス）の排出係数は環境省及び中部電力の公表データを基に排出係数を使用し、事務及び業務に伴うエネルギー使用量に排出係数を乗じることにより、二酸化炭素（温室効果ガス）の総排出量を算定する。

二酸化炭素（温室効果ガス）排出係数

電気 (kwh)	0.476
ガソリン (ℓ)	2.322
軽油 (ℓ)	2.619

## 第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

### 1. 基準年度の二酸化炭素総排出量

南伊勢町の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、313,928.22である。

区 分	総排出量 (kg-CO2)
二酸化炭素 (CO2)	313,928

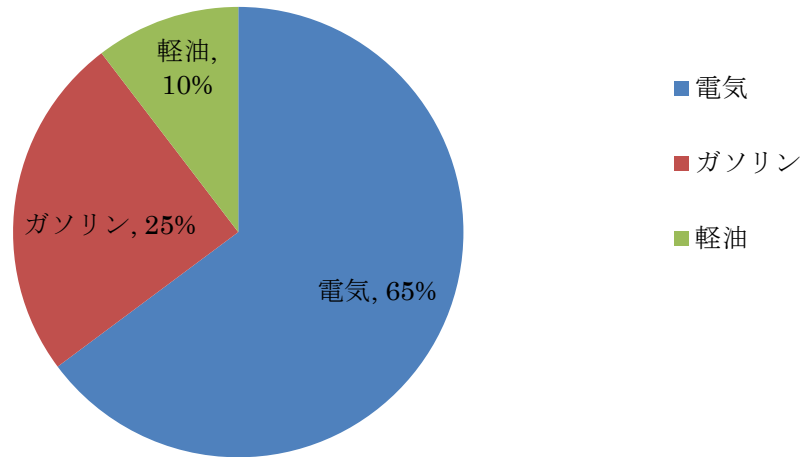
	使用量	H30 年度
電力	使用量 (kwh)	428,712.00
	二酸化炭素係数	204,066.91
ガソリン	使用量 (ℓ)	33,347.71
	二酸化炭素係数	77,433.38
軽油	使用量 (ℓ)	12,381.80
	二酸化炭素係数	32,427.93
二酸化炭素総排出量		313,928.22

※二酸化炭素総排出量は、各燃料の使用量に単位当たりの二酸化炭素係数を乗じた数としている。

### 2. 要因別の排出状況

基準年度である平成30年度の二酸化炭素総排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の65%を占め、次いでガソリンの使用が25%となっている。この2つの項目で全体の約9割を占めている。

## 要因別排出状況



### 3. 削減目標

平成30年度を基準年として、計画期間の最終年度である令和5年度の二酸化炭素総排出量を3.0%削減することを目指す。

区分	基準年度総排出量 平成30年度	削減目標	目標年度総排出量 令和5年度
二酸化炭素 (CO2)	313,928	3.0%	304,510

#### ◎目標達成のためのプロセス

年度	目標総排出量 (kg-CO2)	目標削減量 (kg-CO2)	目標削減率 (%)
H30 (実績値)	313,928	—	—
R1	310,788	3,140	1.0%
R2	309,219	4,709	1.5%
R3	307,649	6,279	2.0%
R4	306,079	7,849	2.5%
R5	304,510	9,418	3.0%

### 第3章 具体的な取組

本計画の目標を達成するため、温室効果ガスの排出の抑制等につながる取り組みを全職員で、各課の役割・業務内容や場面に応じて実行する。

また、二酸化炭素の排出量の削減には直接つながらないが、間接的に地球温暖化防止につながる取り組みにも努める。

### 1. 施設設備の改善等

- ・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ・断熱フィルムを窓ガラスに貼付けするなど、空調負荷の低減に努め、断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）の導入にも努める。
- ・公用車の更新時に、小型車や低燃費車・ハイブリッドカーの導入を図る。
- ・公共施設の緑化を推進する。

### 2. 電気使用量の削減

- ・昼食時、離席時等の節電を目的に、機器は節電・省電力設定にする。
- ・始業時前、休憩時間は、不要な電灯を消灯する。時間外勤務時の電気使用量を削減するため、効率的な公務の遂行に努めるとともに、勤務をする場合においては必要な電灯のみを点灯する。
- ・ノー残業デー（水曜日）の実施を徹底する。
- ・夏季4ヶ月間（6月から9月）は夏の節電ビズ、冬季5ヶ月間（11月から3月）は冬のウォームビズを実施し、この期間は特別に電気使用量削減の取り組みを行う。（※期間の決定は、その年に発表される環境省の提示に合わせる。）
- ・エアコンは室温や湿度等の状況により、職員の作業能率が低下すると考えられるときに使用を判断するものとし、暑さを感じる時期の室温が26℃以上又は寒さを感じる時期の室温が22℃以下の時に使用できる。（来訪者等が不快に感じると考えられる場合の使用は制限しない）
- ・エアコン稼動時の室温は省電力に努めることに留意しつつ、職員の作業能率が維持できるように各部署で判断する。
- ・共用施設は、使用時以外は電源を切り、使用者は使用後には必ず電源を切る。
- ・OA機器等は、OAタップを活用し、帰宅時には支障のない限り電源を切る。

### 3. 公用車の燃料使用量の削減

- ・長時間停止する場合は、エンジンを切る。また、始動時の不要なアイドリングをやめる。
- ・急発進、急加速をなくし、エコドライブを実践する。
- ・適正な走行ルートを選択に努めるとともに、相乗りによる効率的な利用を図る。
- ・公用車のタイヤの適正な空気圧の維持に努める。

#### 4. 再生可能エネルギーの活用による燃料使用量の削減

- ・太陽光発電やバイオマス発電を活用し、二酸化炭素の排出抑制に繋げるよう検討していく。

### 第4章 実行計画の推進・点検及び進捗状況の公表

#### 1. 計画の推進体制

本計画に掲げた削減目標を達成するため、事務局を環境生活課に置き、全職員協力のもと、計画の着実な推進と進行管理を行う。

#### 2. 職員に対する啓発

職員を対象に、地球温暖化対策に関する情報提供や実行計画の取り組みについて啓発を図り、職員一人一人が地球温暖化対策に積極的に取り組むために必要な支援を行う。

庁内 LAN 等を活用して環境に関する情報の発信を行う。

#### 3. 点検・評価

事務局は、各課より定期的に進捗状況を把握し、達成状況の点検評価を行う。

#### 4. 公表

計画の進捗状況及び点検評価結果は、広報誌やホームページ等により公表する。

#### 5. 計画の見直し

計画の進捗状況等の結果を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行う。